

11. 検 査

1. 検 査

工事の検査は、完了した給水装置が水道法第 16 条、同法施行令第6条及び承認された設計内容に基づき安全でかつ適正に施行されたかどうかについて検査を行う。(条例第 10 条第 2 項)

2. 検査の方法

検査は、しゅん工検査と中間検査とし「福島市水道局給水装置工事検査要綱」及び「給水装置工事検査細目」に基づき行う。

- (1) しゅん工検査とは、給水装置工事が完了し、給水を開始する前に行う検査をいう。
- (2) 中間検査とは、工事の完了後には検査し難い部分がある場合、その他正確を確保するため、必要がある場合に工事の途中に行う検査をいう。
- (3) しゅん工検査で新設及び改造工事については現場検査もしくは写真検査とし、改造及び撤去工事のうち特に検査を要すると判断される工事以外の工事は、社内検査結果等により検査する。
- (4) 写真検査に関しては『写真検査マニュアル』を参照のこと。

3. しゅん工検査の実施

しゅん工検査には、主任技術者が立会い次のとおり実施する。

- (1) 新設工事については、給水開始前に行う。但し、工事用等に使用するため分割施工するときはあらかじめ局と協議する。
- (2) 改造工事については改造した装置への給水開始前とし、メーターの増径を伴う工事はメーター取付時とし、給水栓取付が 2 ケ所以内の工事は、社内検査結果等により行うこともできる。
- (3) 撤去工事については、配水管等と切り離しの確認できる施工写真により行うこともできる。
- (4) 検査のため、変質、変形、消耗又は損傷したことによる損失は、すべて施工業者の負担とする。
- (5) 検査の結果、不合格となった場合は、改善指示事項に従い工事の手直し、改善又は再施工し再検査を受ける。
- (6) 主任技術者は、分岐工事の施工、メーターの取付け、社内検査及びしゅん工検査等重要な箇所の施工には立会いをし、確認すること。

4. 社内検査

しゅん工検査に先立ち社内検査を実施する。

1. しゅん工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認する。
2. 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験(残留塩素測定等)を行う。

1. 社内検査の確認内容

(1) 書類検査

| 検査項目 | 検査の内容 |
|------------------|---|
| 位置図 | <ul style="list-style-type: none">・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。・ 工事箇所が明記されていること。 |
| 平面図 及び 立面図 | <ul style="list-style-type: none">・ 方位が記入されていること。・ 縮尺が記入されていること。・ 建物の位置、入口、構造、がわかりやすく記入されていること。・ 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。・ 隣家家屋との境界が記入されていること。・ 弁栓のオフセットが記入されていること。・ 平面図と立面図が整合していること。・ 建物内及び地中部分の配管部分が明記されていること。・ 建物内の間取りは記入しない。・ 各部の材料、口径及び管種の記入。<ul style="list-style-type: none">① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。② 構造・材質の基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記) |
| 写真 | <ul style="list-style-type: none">・ 必要な写真が撮影されていること。 |

(2) 現地検査

| 検査種別及び検査項目 | | 検査の内容 |
|------------|----------------------|--|
| 屋外の検査 | 1. 弁栓オフセット | ・ 正確に測定されていること。 |
| | 2. 水道メーター、逆止弁付ボール止水栓 | ・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ 検針、取り替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障のないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。 |
| | 3. 埋設深さ | ・ 所定の深さが確保されていること。 |
| | 4. 給水管布設位置 | ・ しゅん工図面と整合すること。 |
| | 5. 筐・柵類 | ・ 傾きがないこと、及び設置基準が適合すること。 |
| | 6. 止水栓等 | ・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。 ・ 止水栓等の操作に支障のないこと。 |
| 配管 | 1. 配管 | ・ 延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること。 ・ クロスコネクションがないこと。 |
| | 2. 接合 | ・ 適切な接合が行われていること。 |
| | 3. 管種 | ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。 |
| 給水用具 | 1. 給水用具 | ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。 |
| | 2. 接読 | ・ 適切な接続が行われていること。 |
| 受水槽 | 1. 吐水口空間の測定 | ・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。 |
| 機能検査 | | ・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること。 |
| 耐圧試験 | | ・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。 |
| 水質の確認 | | ・ 残留塩素、にごり等の確認を行うこと。 |

2. 水質の確認項目

水質検査は主任技術者が実施すること。

| 項 目 | 判 定 基 準 |
|----------|--------------|
| 残留塩素(遊離) | 0.1mg/ℓ以上 |
| 臭 気 | 観察により異常でないこと |
| 味 | // |
| 色 | // |
| 濁 り | // |